

別添資料 1

## 今後の支援費制度について

平成16年3月3日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

## 今後の支援費制度について

- 障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度が平成15年4月にスタートしたが、初年度の施行状況を見ると、地域差はあるものの、ホームヘルプサービスやグループホームを中心に居宅サービス利用が大きく伸びており、制度が着実に定着しつつある状況がうかがえる。
- 一方、制度を支える財源面では、当初の予想を大きく上回るサービス利用の伸びに伴い、制度施行初年度から財源不足の問題が生じ、国においては、他の事業に優先させてできる限りの措置を講じ、居宅サービス全体で百億円を超える巨額の追加財源を確保する必要が生じた。
- 平成16年度予算案においては、国の一般歳出が減少傾向の中、ホームヘルプサービスやグループホームについて、対前年度2割を超える例外的に大幅な伸びを確保した。しかしながら、今後も新たなサービス利用者が増加し、サービスの伸びがあることを考慮すると、平成16年度以降も極めて厳しい事業運営が見込まれる。
- 社会経済構造が変化し、厳しい財政状況が続いていく中で、今後とも、支援費制度の理念を実現し、制度を持続可能なものとしていくためには、制度の見直しが求められる。

制度の見直しは、Iの基本的な視点に立脚することとし、平成16年度においては、当面、IIの事業運営上の工夫を行う。さらに、平成17年度以降、制度全般にわたり、IIIの見直しを検討する。

## I. 基本的な視点

1. 支援の必要度に応じたサービス内容をより適切に評価する視点
2. 支援の必要度に関する客観性を高める視点
3. 地域間格差のうち不合理なものについては是正する視点
4. より適切な利用者負担を求める視点
5. サービス提供の効率性を高める視点
6. その他、一層の公平性の確保や制度運営の合理化を図る視点

## Ⅱ. 平成16年度における事業運営上の工夫について（案）

（16年4月より実施するもの）

### （1）居宅サービス、施設サービス共通

市町村に対して専門的な技術指導等を行う更正相談所や、障害程度区分決定円滑化事業、都道府県による巡回指導事業（16年度予算案に計上）を活用し、支援費制度に関する事務の円滑化・適正化を図る。

＜Ⅰの3の視点＞

### （2）居宅サービス

- ① ホームヘルプサービスの身体介護の単価を現行の介護報酬の単価に合わせる。ただし、障害者のサービス利用の現状や事業所運営への影響を考慮し、長時間利用の場合の単価の逡減については、必要な緩和措置を講じる。

移動介護（身体介護を伴う）についても、同様の見直しを行う。

＜Ⅰの6の視点＞

- ② ホームヘルプサービスの早朝、夜間及び深夜における加算額の算定方法（現行はサービス利用の開始時により一律に算定）について、合理化を図る。

＜Ⅰの6の視点＞

### （3）施設サービス

施設入所者が外泊する場合に、当該外泊期間については、支援費基準の80%を算定する取扱いに変更する。

＜Ⅰの1の視点＞

(16年10月実施を目途に検討を進めるもの)

- ① ホームヘルプサービスの短時間の利用ニーズに対応して、30分未満単価を設定する。

< I の 1 の視点 >

- ② 移動介護における単価差の区分（現行は「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」）の要件の明確化を図る。

< I の 1 の視点 >

- ③ 知的障害者及び障害児の特性やニーズに応じたホームヘルプサービス類型等の適切な工夫があれば、導入を図る。

< I の 1 の視点 >

- ④ 乗降介助の単価を設定する。

< I の 6 の視点 >

- ⑤ グループホーム入所者の支援の必要度に応じたきめ細かな単価区分（現行は2区分）の設定を行う。

< I の 1 の視点 >

- ⑥ グループホームに適用する単価ごとに、支援体制の明確化を図ること等により、サービスの質の確保を図る。

< I の 1 の視点 >

- ⑦ グループホーム入所者の支援の必要度をよりの確に反映する判断項目の設定を行うとともに、判断基準についても明確化を図る。

< I の 2 の視点 >

- ⑧ 施設支援費についても、障害程度区分の課題等を踏まえた改正等必要な見直しを行う。

### Ⅲ. 今後の支援費制度の見直しについて（案）

平成17年度概算要求や、必要に応じて制度改正を行うことも念頭に置き、例えば、次のような項目について、検討を行う。

- ケアマネジメントのあり方
- 障害程度区分のあり方
- 支援費基準額のあり方
- 利用者負担のあり方
- 施設体系のあり方

## 居宅介護支援費基準額の見直しについて（案）

※ 介護報酬に合わせつつ、重度障害者に対して、長時間の身体介護を提供している事業者に配慮するため、1時間30分を超えた部分の加算については、30分単位で1,820円とし、通減を小さくする。

類型	時間区分 (抜粋)	15年度 支援費基準額		16年度 見直し案		差引	
		A	間差	B	間差	B-A	差引
身体介護	～ 30分未満	2,100		2,310		210	
	30分以上～ 60分未満	4,020	1,920	4,020	1,710	0	210
	60分以上～ 90分未満	5,840	1,820	5,840	1,820	0	0
	90分以上～ 120分未満	8,030	2,190	7,660	1,820	-370	-1,360
	120分以上～ 150分未満	10,220	2,190	9,480	1,820	-740	-2,720
	150分以上～ 180分未満	12,410	2,190	11,300	1,820	-1,110	-4,080
	180分以上～ 210分未満	14,600	2,190	13,120	1,820	-1,480	-5,440
	210分以上～ 240分未満	16,790	2,190	14,940	1,820	-1,850	-6,800
	240分以上～ 270分未満	18,980	2,190	16,760	1,820	-2,220	-8,160
	移動介護 (身体介護あり)	～ 30分未満	2,100		2,310		210
30分以上～ 60分未満		4,020	1,920	4,020	1,710	0	0
60分以上～ 90分未満		5,840	1,820	5,840	1,820	0	0
90分以上～ 120分未満		8,030	2,190	7,660	1,820	-370	-1,360
120分以上～ 150分未満		10,220	2,190	9,480	1,820	-740	-2,720
150分以上～ 180分未満		12,410	2,190	11,300	1,820	-1,110	-4,080
180分以上～ 210分未満		14,600	2,190	13,120	1,820	-1,480	-5,440
210分以上～ 240分未満		16,790	2,190	14,940	1,820	-1,850	-6,800
240分以上～ 270分未満		18,980	2,190	16,760	1,820	-2,220	-8,160

1時間30分以降、1,820円ずつ加算する。

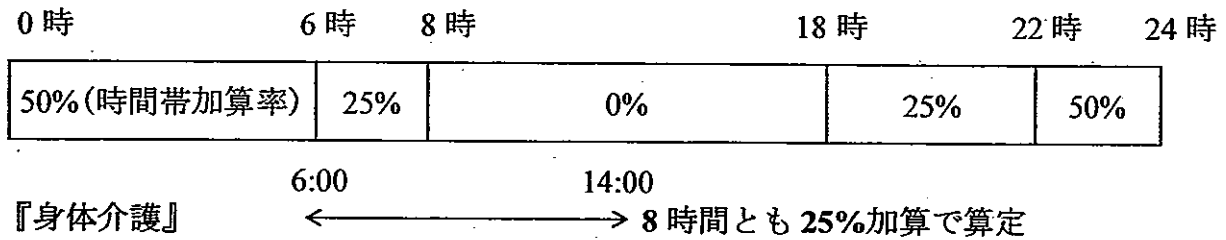
1時間30分以降、1,820円ずつ加算する。

(参考)

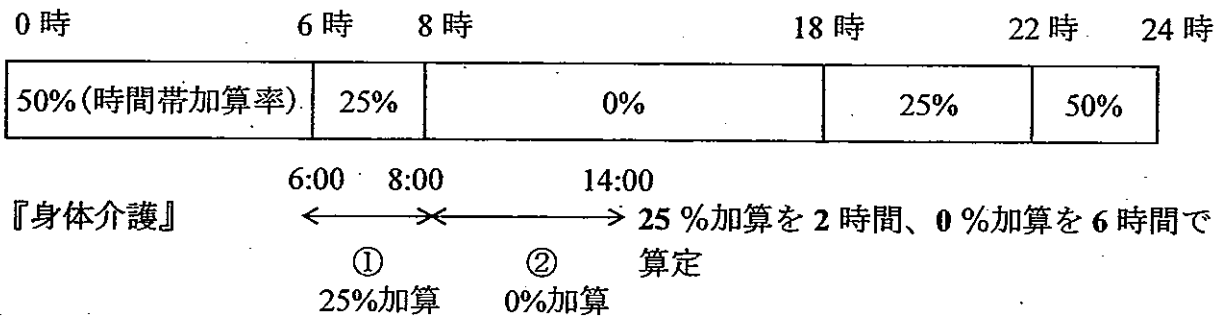
介護報酬	間差		差引
	C	C-A	
2,310	210	210	210
4,020	1,710	0	0
5,840	1,820	0	0
6,670	830	-1,360	-1,360
7,500	830	-2,720	-2,720
8,330	830	-4,080	-4,080
9,160	830	-5,440	-5,440
9,990	830	-6,800	-6,800
10,820	830	-8,160	-8,160
2,310		210	210
4,020	1,710	0	0
5,840	1,820	0	0
6,670	830	-1,360	-1,360
7,500	830	-2,720	-2,720
8,330	830	-4,080	-4,080
9,160	830	-5,440	-5,440
9,990	830	-6,800	-6,800
10,820	830	-8,160	-8,160

## ○ 時間帯による算定基準の適用方法

<現行> サービス提供開始時刻の時間帯に応じた加算率によって算定  
(介護報酬並び)



<見直し案> 実際にサービス提供を行った時間帯に応じた加算率によって算定



### <参考>

○指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について  
(抜粋) (平成15年3月24日障発第0324001号)

#### I 居宅生活支援費

#### 2 居宅介護支援費

#### (4) 早朝、夜間、深夜等の居宅介護の取扱いについて

早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、そのサービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定されるものであること。

ただし、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間のごくわずかな場合(身体介護が中心である場合は15分未満、家事援助又は移動介護が中心である場合は30分未満、日常生活支援が中心である場合は45分未満とする。)には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。